

＜紹介手数料の返還について＞

弊社が求人者に紹介した採用決定者（求職者）については、本人が一身上の都合により、入社辞退或いは6か月以内に退職した場合、弊社は求人者に対して、領収済み紹介手数料の全額もしくは一部を下記の期間及び割合に応じて、採用決定者（求職者）の内無期雇用契約者の退職日より14日以内に返還することとする。

・入社を辞退した場合	紹介手数料の 100%
・1か月以内に退職した場合	紹介手数料の 50%
・2か月以内に退職した場合	紹介手数料の 45%
・3か月以内に退職した場合	紹介手数料の 40%
・4か月以内に退職した場合	紹介手数料の 35%
・6か月以内に退職した場合	紹介手数料の 30%

但し、採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が一身上の都合により退職した場合は、弊社は求人者に紹介手数料を返還しないこととする。

令和2年4月1日
株式会社ネクサス